

タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定地域及び特定指定地域） 第一条（略） 2 法第二条第六項の政令で定める地域は、前項に規定する東京地域、 横浜地域及び大阪地域とする。</p>	<p>（指定地域及び特定指定地域） 第一条（略） 2 法第二条第六項の政令で定める地域は、前項に規定する東京地域及 び大阪地域とする。</p>